

広島市規則第 34 号

令和 7 年 3 月 28 日

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する  
規則

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 33 年広島市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 4 条の 2 の 5 の表常時介護を要する状態の項中「8 万 1, 290 円」を「8 万 5, 490 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「4 万 600 円」を「4 万 2, 700 円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の 2 第 1 号の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条の 2 の 5 の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。